

# 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 契約書別紙(兼重要事項説明書)②

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなた説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者の概要

事業者(法人)の名称	白根保健生活協同組合
事業所の名称	新潟白根総合病院
事業所番号	1510122243
主たる事業所の所在地	〒950-1214 新潟市南区上下諏訪木 770 番地 1
代表者(職名・氏名)	理事長 小林 孝
電話番号	(025) 372-2191
通常の事業の実施地域	新潟市南区、新潟市秋葉区、新潟市西蒲区の一部

## 2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状態や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 3. 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスは訪問リハビリテーション(または介護予防訪問リハビリテーション)です。

主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がそのお宅を訪問して療養上の指導等を行うことにより、生活の質の確保および向上を図るサービスです。

## 4. 事業所の訪問職員体制

従業者の職種	人数
医師	1人
理学療法士	1人
作業療法士	1人
言語聴覚士	1人

## 5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日(振替休日を含む)および年末年始(12月30日午後から1月3日まで、お盆(8月13日午後、8月15日)を除きます。
営業時間	9:00～17:00

## 6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員およびその管理責任者は下記の通りです。当事業所の都合により変更になる場合がありますが、その場合は都度お知らせいたします。

サービス利用にあたって、ご不明なご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員氏名	資格:(理学療法士・作療法士・言語聴覚士)
管理責任者氏名	病院長 大矢 実

## 7. 利用料

### (1) 介護保険給付対象サービス

あなたがサービスを利用した「基本利用料」は以下の通りであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額(一定以上の所得のある方は2割または3割)です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

サービス内容		項目	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
要介護	訪問 リハビリテーション費	1回 20分	308 単位	3,132 円	314 円
		2回 40分	616 単位	6,264 円	627 円
		3回 60分	924 単位	9,397 円	940 円

サービス内容		項目	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
要支援	介護予防訪問 リハビリテーション費	1回 20分	298 単位	3,030 円	303 円
		2回 40分	596 単位	6,061 円	607 円
		3回 60分	894 単位	9,091 円	910 円

(1 単位 10.17 円)

### (2) 交通費

通常の事業の実施地域(新潟市南区、秋葉区、西蒲区の一部)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は交通費を以下のとおりご請求いたします。

通常の事業実施地域を超えた地点から1kmあたり	50 円(消費税込)
-------------------------	------------

## 8. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用をキャンセルしたいとき

都合によりキャンセルする場合は早めにご連絡ください。キャンセル料はいただきません。

【キャンセル連絡先】 新潟白根総合病院 リハビリテーション科 電話番号 025-372-2191

## 9. 支払い方法

利用料は、1ヶ月ごとにまとめて請求となります。事業所より発行した「利用料金請求書兼領収書」をお持ちになり、新潟白根総合病院会計窓口でお支払いになるか、銀行振込にてお支払いください。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。

## 11. 事故発生の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(または地域包括支援センター)および市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 12. 苦情相談窓口

(1)サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	設置場所	新潟白根総合病院 リハビリテーション科
	責任者	片桐 紳太郎
	電話番号	025-372-2191

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市南区役所健康福祉課	電話番号	(代表) 025-373-1000
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	025-285-3022

## 13. 虐待の防止のための取り組みについて

(1)虐待防止に関する責任者は以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者) 片桐 紳太郎

(2)虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。

(3)虐待等に関する利用者およびその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待が明らかになった場合には速やかに市町村の窓口に通報します。

## 14. 業務継続計画の策定等

(1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

(2)事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

(3)事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

## 14. サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問担当者は次の業務を行うことができませんので、予めご了承ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 職員への贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(または、地域包括支援センター)、または当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 新潟市南区上下諏訪木 770 番地 1  
事業者名 白根保健生活協同組合  
代表者職・氏名 理事長 小林 孝

説明者職 氏名 ㊟

利用者は、説明を受け重要事項の内容に同意いたしました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

本人との続柄 \_\_\_\_\_